

広島圏都市計画地区計画の決定（呉市決定）

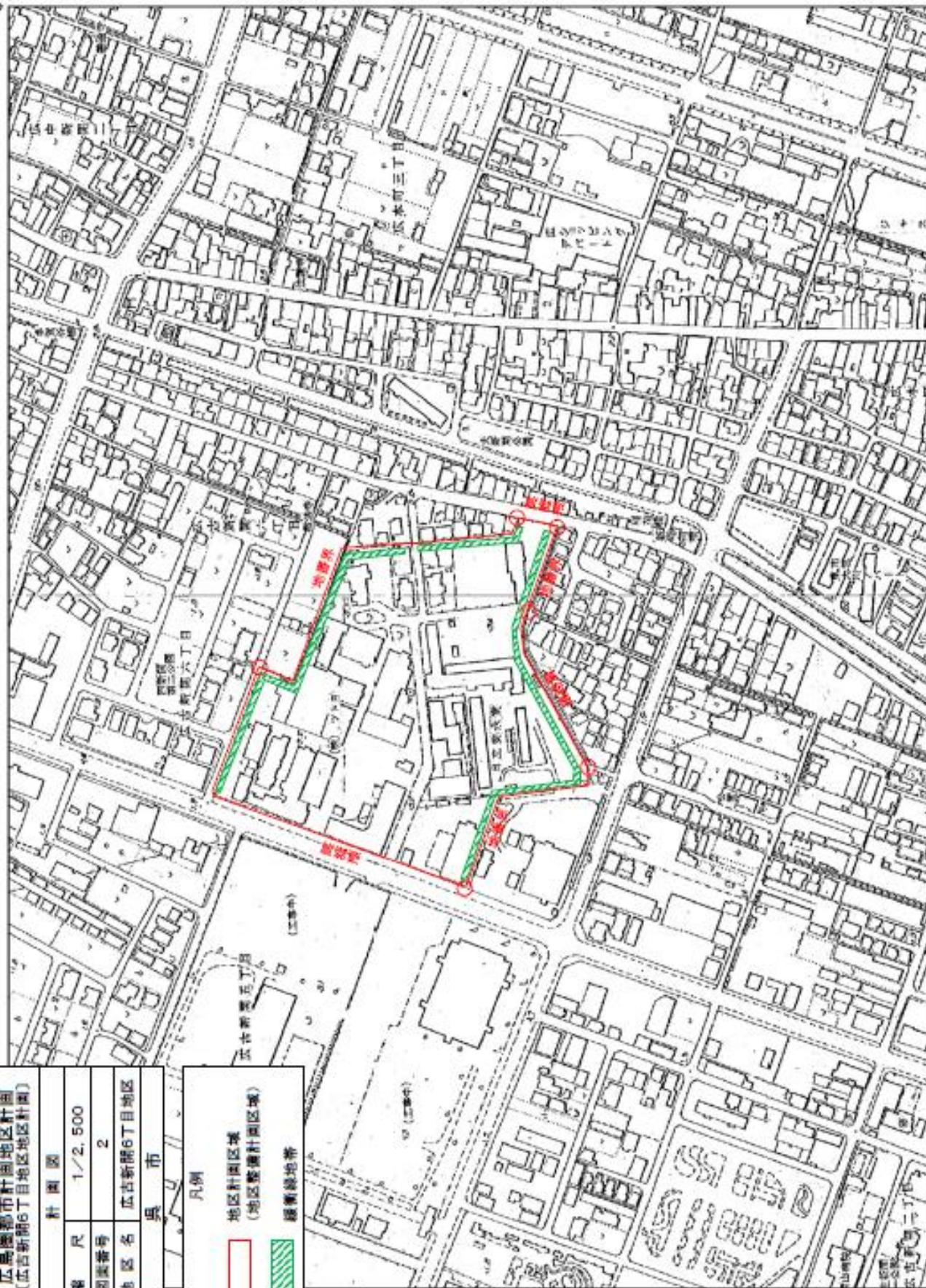
都市計画広島新開6丁目地区地区計画を次のように決定する。

名	称	広島新開6丁目地区地区計画			
位	置	呉市広島新開6丁目の一部			
面	積	約 3.9 ha			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、呉市の副都心・東部地域の拠点として位置付けられる広地域に位置し、本地区を含む広島新開では、土地区画整理事業や都市計画道路の整備によって住宅地を中心とした良好な市街地形成が図られている。</p> <p>一方で、本地区内においては、昭和30年代から精密測定機器に関する製造工場が操業し、職住近接の場として地域の働く場を確保してきた。また、今後、本地区内においては、企業活動を継続していくために新たな工場の建設が計画されており、住工混在による工業環境及び住環境双方への影響が懸念される。</p> <p>そこで、本地区計画では、地域の働く場を確保するとともに、住環境の環境保全に配慮することで、産業と生活が共存できる市街地の形成を目指す。</p>			
	土地利用の方針	本地区の土地利用は、周辺の環境を悪化させるおそれの少ない製造業に限定することとし、建築物の用途制限を行うとともに、隣接する住環境に配慮した土地利用を図る。			
	地区施設の整備の方針	周辺の良好な住環境の調和・保全を図るため、緩衝機能を有する緑地を設置する。			
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標、土地利用の方針に基づき、建築物の用途の制限を定める。			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	名称	幅員	延長	備考
		緩衝緑地帯	5m	620m	緩衝機能を有する中高木等を植栽する。ただし、出入口に供する部分は除く。
	建築物に関する事項	建築物の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次のとおりとする。ただし、当該建築物であっても、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する準工業地域内に建築してはならない建築物については除く。</p> <p>1 統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第28条第1項及び附則第3条の規定に基づき法第2条第9項に規定する日本標準産業分類表（第13回改定）のうち、「E製造業」中分類「27業務用機械器具製造業」小分類「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」に分類されるものの製造・販売を行うための建築物</p> <p>2 前号の建築物に附属するもの（専ら工場に従事する者の利用する施設等として市長が定めるものを含む。）</p>		
土地利用の制限に関する事項	緩衝緑地帯へは、低・中・高木や地被類による緑化及びその維持・保全を図ることとする。				

「地区計画の区域、地区整備計画の区域及び緩衝緑地帯の配置については、計画区域図表示のとおり」

**注意事項**

地区施設（緩衝緑地帯）の計画区域内では原則建築ができませんので注意してください。また、計画区域に掛かる敷地で建築行為を行う場合は届出が必要です。着工の30日前までに、届出書を2部都市計画課へ提出してください。



広島県都市計画地区計画 (広島市新開6丁目地区地区計画)	
計画図	
縮尺	1/2,500
図案番号	2
地区名	広島市新開6丁目地区
市	広島市

凡例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	緩衝緑地帯